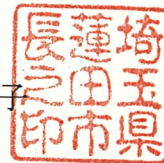


蓮田市告示第 122 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第2項の規定により、次のとおり
公示送達する。

令和8年10月16日

蓮田市長 山口京子

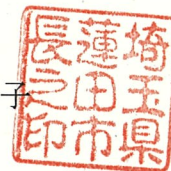


公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領し
てください。

蓮田市長 山口京子



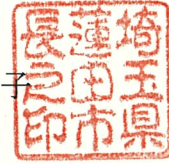
送達を受ける べき者の氏名	齋藤 文子
送達する書類 名	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書
注意事項	上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3 項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したと きは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

蓮田市長 山口 京 子



送達を受ける
べき者の氏名

富田 鈴江

送達する書類
名

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税
納税通知書 兼決定通知書

注意事項

上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

蓮田市長 山口 京 子



送達を受ける
べき者の氏名

SASAI MYIE

送達する書類
名

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税
納税通知書 兼決定通知書

注意事項

上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

蓮田市長 山口 京 子



送達を受ける
べき者の氏名

山中 久和子

送達する書類
名

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税
納税通知書 兼決定通知書

注意事項

上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

蓮田市長 山口 京 子



送達を受ける
べき者の氏名

氏家 空雅

送達する書類
名

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税
納税通知書 兼決定通知書

注意事項

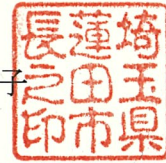
上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

蓮田市長 山口 京 子



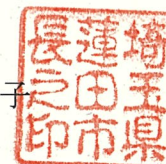
送達を受けるべき者の氏名	海野 伸一
送達する書類名	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書
注意事項	上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

蓮田市長 山口 京 子



送達を受けるべき者の氏名	中村 邦男
送達する書類名	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書
注意事項	上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

蓮田市長 山口 京 子



送達を受けるべき者の氏名	KAPUGAMA JALIYAGE NAVODYA SANDEEPANI JAYATHI LAKA
送達する書類名	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書
注意事項	上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

蓮田市長 山口 京 子



送達を受けるべき者の氏名	吉森 常貴
送達する書類名	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書
注意事項	上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

蓮田市長 山口 京 子



送達を受けるべき者の氏名	高鳥 允成
送達する書類名	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書
注意事項	上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

蓮田市長 山口 京 子



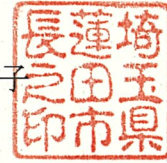
送達を受けるべき者の氏名	木村 航介
送達する書類名	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書
注意事項	上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

蓮田市長 山口京子



送達を受ける
べき者の氏名

NGUYEN THI NGOC

送達する書類
名

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税
納税通知書 兼決定通知書

注意事項

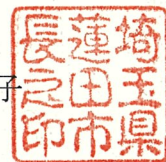
上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

蓮田市長 山口京子



送達を受ける
べき者の氏名

KIM BOGYEONG

送達する書類
名

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税
納税通知書 兼決定通知書

注意事項

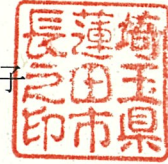
上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

蓮田市長 山口 京 子



送達を受ける
べき者の氏名

TRUONG THUY LINH

送達する書類
名

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税
納税通知書 兼決定通知書

注意事項

上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和8年10月16日

下記の書類は、蓮田市総務部税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

蓮田市長 山口 京 子



送達を受ける
べき者の氏名

早川 康行

送達する書類
名

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税
納税通知書 兼決定通知書

注意事項

上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。